

中継系事業者における重大な事故への 該当の可否について(その2)

総務省 総合通信基盤局
電気通信技術システム課

平成21年5月27日

中継系事業者における重大な事故への該当の可否について

課題

中継系事業者の設備の故障により、加入系事業者及び利用者(エンドユーザ)に事故が生じた場合、当該中継系事業者が総務省に対し行う事故報告(特に重大な事故の報告)の在り方について、どのように考えるべきか

考え方(案)

○ 中継系事業者の事故が及ぼす利用者への影響をより正確に反映した事故報告対応を行ってもらう観点から、次の2つの案又はこれらを組み合わせる案が考えられるのではないか

(1) まず、中継系事業者が、加入系事業者を通じて、利用者への事故の実影響(自己の直収サービス利用者等を含む。)を把握し、その範囲が3万利用者かつ2時間以上に当たるか調査する。

案1

(2) (1)で実影響範囲が把握出来ない場合、総務省に提出された加入系事業者からの事故報告等に基づき、次のいずれかに合致するか調査。合致する場合、重大な事故に該当することとする。

- ① 中継系事業者に起因する加入系事業者(単体)の事故が、3万利用者、2時間以上継続
- ② 同一中継系事業者に起因する加入系事業者(複数)の影響が、3万利用者、2時間以上であることが明らかな場合。

案2

(2) (1)で実影響範囲が把握出来ない場合、当該中継系事業者の一定容量(例. 2Gbps)を超えた回線設備の事故の場合、重大な事故に該当することとする。

フローチャート(例): 案1・案2を組み合わせた場合

ステップ1

実影響範囲の把握

ステップ2

総務省への重大事故報告を基にした影響範囲の確認

ステップ3

総務省への任意報告等を基にした影響範囲の確認

中継系事業者

加入系事業者の事故に関する情報等から中継系事業者が、次の要件に該当するか？

